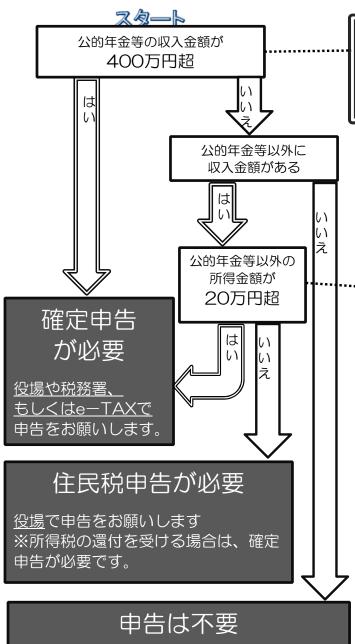
年金受給者申告フローチャート

公的年金等を受給されているかたが、申告が必要となるか簡易に判定するものです。 不明な点などございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。



複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金 額の合計額で判断します。

なお、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外にお いて支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年 金等を受給されているかたは、この制度は適用されません。

> 年金以外の所得金額の種類(主なもの)と 所得金額の計算方法等は下記のとおりです。

所侍金額の計算力法等は下記のとわりです。		
	所得種別	主な内容 所得の計算方法等
	給 与	給与、賞与、パート収入など
	所 得	収入金額が75万円を超えると、所得金額20万 円以上となります。
	農事 業業	小売りなどの個人経営の事業 個人で行っている農業
	所所 得得	収入から必要経費を引いた金額
	不 所 得 産	アパート等の賃貸、農地を貸した使用料など
		収入から必要経費を引いた金額
	雑 以 外 の 年 金	個人年金、講演料、原稿料、内職、 シルバー人材センター配分金など
		収入から必要経費を引いた金額
	配当所得	株式や出資配当など ※ 上場分配当で、申告不要制度を利用した場合は除きます。
		収入から元本取得に要した負債の利子を引い た金額
		生命保険の満期返戻金など
	一 時 所 得	① 総収入額から、収入を得るために直接要した金額を引く。 ② ①で計算した金額が50万円を超える場合、50万円を引く。(50万円を超えない場合は所得O円になります。)
		③ ②で計算した金額を1/2にして、1円未満を切り捨てた金額が所得金額になります。

※年金の収入金額が148万円(65歳未満の かたは98万円)以上のかたは住民税が課税に なります。

※ 注意 ※

このフローチャートは申告する義務があるか判断をするものです。

医療費控除や生命保険料控除をして所得税の還付を受けたり、翌年度の町県民税を減額する ためには、「申告は不要」の判定になっても申告をする必要があります。

【問い合わせ】

所得税·消費税について ··· 館林税務署 Tel(0276)72-4373

住民税について・・・ 板倉町役場 税務課 住民税係 ℡(0276)82-6127(直通)